平成２６年（フ）第１７号
山形県鶴岡市大山１丁目38番37号
債務者　小野寺朋子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　晴夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１０４号
福井県あわら市温泉５丁目201番地
債務者　北川　勝子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
福井県あわら市温泉５丁目201番地
債務者　北川　賀文
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６２号
北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番舘323号
債務者　近藤　　峻
1　決定年月日時　平成26年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目121番６―603号
債務者　髙城　　寛
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２４１３号
名古屋市西区又穂町１丁目16番地の１　リバティハイツ106号、従前の住所名古屋市西区又穂町５丁目20番地
債務者　本田　博美
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７０号
大阪府箕面市外院３丁目23番26号
債務者　中島　康裕
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５６号
名古屋市千種区鹿子町４丁目21番地　パーク・ホームズ鹿子町315号
債務者　大久保惠美子
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　光夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３００号
京都市東山区福稲御所ノ内町34番地の１　ハイム福稲Ｂ―416
債務者　山田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４０号
大阪府八尾市安中町１丁目４番６―103号、前住所大阪府八尾市安中町４丁目３番26号
債務者　ノムラクリーニング山賀ＦＣこと　小佐見里志
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４１号
大阪府八尾市安中町１丁目４番６―103号、前住所大阪府八尾市安中町４丁目３番26号
債務者　ノムラクリーニング桜ケ丘ＦＣこと　小佐見千佳子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
堺市中区深井清水町2073番地２　ピソ・キタノ301号
債務者　三谷　浩二
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
三重県松阪市垣内田町123番地
債務者　長谷川和利
1　決定年月日時　平成26年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２４１０号
福岡市城南区堤２丁目21番８号
破産者　ビータの生活株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１１号
福岡市城南区堤２丁目21番８号
破産者　株式会社ブレーンダム
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３２号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目３番７号
破産者　有限会社ケーキのケンプ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０４号
福岡市中央区天神１丁目15番５号天神明治通りビル９階
破産者　株式会社バズ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２号
福岡県福津市若木台１丁目１番地の11の４
破産者　有限会社リョーエンネット
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部